

# 算定要件・施設基準上の「医師事務作業補助（ドクターズクラーク）」とは

## 行っていい仕事が決まっています。【算定要件】



医師（歯科医師を含む。）の指示の下に、診断書等の文書作成補助、診療記録への代行入力、医療の質の向上に資する事務作業（診療に関するデータ整理、院内がん登録等の統計・調査、教育や研修・カンファレンスのための準備作業等）、入院時の案内等の病棟における患者対応業務及び行政上の業務（救急医療情報システムへの入力、感染症サーベイランス事業に係る入力等）への対応に限定するものであること。



医師以外の職種の指示の下に行う業務、診療報酬の請求事務（DPCのコーディングに係る業務を含む。）、窓口・受付業務、医療機関の経営、運営のためのデータ収集業務、看護業務の補助及び物品運搬業務等

# 臨床と医事会計をつなぐ大事なパイプ役

## ドクターズクラーク

**医師の負担軽減**のため、医師に代わって医療文書作成や、医療行為を適正にオーダー入力、必要な診療録への記載を行う職種。

◆ 医師の指示の下、**臨床の現場で行った医療行為を正確に漏れなく診療報酬点数としてオーダー入力することで、病院の収入 = 診療報酬に繋げている。**

# 医療の質にも寄与

## ★クラークは量的監査要員

### 量的監査

- 診療記録・関連書類及びその記録漏れの有無を監査すること。形式監査。

### 質的監査

- 診療記録などと診療内容との整合性・適正性を監査すること。内容監査。

- 医学管理料・在宅療養指導料が正しく算定されているか
- 算定するにあたり必要なカルテ記載はあるか
- 処方する薬剤の適応症は病名登録されているか（エラーチェックへの対応）
- 「説明と同意」に関するガイドラインに沿って同意が正しく取得されているか

のカギを握る、とても重要な役割を担っている